規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年三月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五―一九

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（六人） 七　東宮女官長（一人）及び東宮女官（五人） 八～十　（略）	（宮内庁の特別職） **第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。 一～五　（略） 六　東宮侍従長（一人）及び東宮侍従（五人） 七　東宮女官長（一人）及び東宮女官（四人） 八～十　（略）

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第六号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第六条、第十条第一項及び第十四条並びに犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和五十五年政令第二百八十七号）第六条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合） **第二条**　犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき者であつて十八歳未満であつたものを除く。）又は第一順位遺族（十八歳以上であつた者（第一順位遺族が二人以上ある場合にあつては、その全てが十八歳以上であつたときのいずれかの者に限る。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情が	（犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給しない場合） **第二条**　犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第四条第一号の第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下第十条までにおいて単に「第一順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があつたとき（第三号に規定する親族関係にあつては、犯罪被害者又は第一順位遺族と

○公正取引委員会規則第一号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「三十一人」を「三十三人」に改める。

第二条の四第一項中「六十人」を「五十九人」に改める。

第二条の六第一項中「三百四人」を「三百人」に改める。

第三条の表中国支所の項を「総務課　取引課　下請課　審査課」に、九州事務所の項を「総務課　取引課　下請課　第一審査課　第二審査課　第三審査課」に改める。

第四条、第四条の二第一項及び第四条の三第一項中「北海道事務所、東北事務所、九州事務所及び中国支所」を「北海道事務所及び東北事務所」に、「中部事務所」の下に「及び九州事務所」を加え、「四国支所」を「中国支所及び四国支所」に改める。

第五条の見出しを「（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに中国支所及び四国支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）」に改め、同条第一項中「地方事務所及び中国支所」を「地方事務所」に、「北海道事務所、東北事務所、九州事務所及び中国支所」を「北海道事務所及び東北事務所」に改め、「中部事務所」の下に「及び九州事務所」を加え、同条第一項第五号中「中部事務所」の下に「及び九州事務所」を加え、「北海道事務所、東北事務所及び中国支所」を「北海道事務所及び東北事務所」に改め、同条第二項中「地方事務所及び中国支所」を「北海道事務所、東北事務所、九州事務所及び中国支所」を「北海道事務所及び東北事務所」に改め、「中部事務所」の下に「及び九州事務所」を加え、同条第三項及び同条第四項中「中部事務所」の下に「及び九州事務所」を加え、同条第六項中「四国支所」を「中国支所及び四国支所」に改める。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。